



性能項目等	長期優良住宅（新築）認定基準の概要		一戸建ての住宅	共同住宅等
-------	-------------------	--	---------	-------

劣化対策	劣化対策等級（構造躯体等） <b>等級3</b> かつ 構造の種類に応じた基準		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	木造 床下空間の有効高さ確保及び床下・小屋裏の点検口設置など					
	鉄骨造 柱、梁、筋かいに使用している鋼材の厚さ区分に応じた防錆措置 または 上記木造の基準					
耐震性	鉄筋コンクリート造 水セメント比を減ずるか、かぶり厚さを増す		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	次のいずれかに該当する場合 耐震等級（倒壊等防止） <b>等級2</b> （階数が2以下の木造建築物等で壁量計算による場合にあっては <b>等級3</b> <sup>※1</sup> ）					
	耐震等級（倒壊等防止） <b>等級1</b> かつ 安全限界時の層間変形を1/100（木造の場合1/40）以下 耐震等級（倒壊等防止） <b>等級1</b> かつ 各階の張り間方向及びけた行方向について所定の基準 <sup>※2</sup> に 適合するもの（鉄筋コンクリート造等の場合に限る） 品確法に定める免震建築物					
維持管理・ 更新の容易性	維持管理対策等級（専用配管） <b>等級3</b>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	維持管理対策等級（共用配管） <b>等級3</b>		—	<input type="radio"/>		
	更新対策（共用排水管） <b>等級3</b>		—	—		
省エネルギー性	断熱等性能等級 <b>等級5</b> かつ 一次エネルギー消費量等級 <b>等級6</b>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

可変性	躯体天井高さ 2,650mm 以上		—	<input type="radio"/> (共同住宅 及び長屋 に適用)
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（共用部分） <b>等級3</b> ※一部の基準を除く		—	<input type="radio"/>
居住環境	地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和を図る。 ※申請先の所管行政庁に確認が必要		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
住戸面積	一戸建ての住宅 75 m <sup>2</sup> 以上	※少なくとも1の階の床面積が 40 m <sup>2</sup> 以上 (階段部分を除く面積) ※地域の実情を勘案して所管行政庁が別に定める場合は、その面積要件を満たす必要がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
住戸面積	共同住宅等 40 m <sup>2</sup> 以上			
維持保全計画	以下の部分・設備について定期的な点検・補修等に関する計画を策定 ・住宅の構造耐力上主要な部分 ・住宅の雨水の浸入を防止する部分 ・住宅に設ける給水又は排水のための設備		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
災害配慮	政令で定めるものについて仕様並びに点検の項目及び時期を設定 災害発生のリスクのある地域においては、そのリスクの高さに応じて、所管行政庁が定めた措置を講じる。 ※申請先の所管行政庁に確認が必要		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次ページから、これらの項目について解説します

※1：屋根へPV等を載せた場合は、仕様に関わらず重い屋根の壁量基準が適用されます。

※2：各階の張り間方向及びけた行方向について、それぞれ D<sub>s</sub>が鉄筋コンクリート造の場合は 0.3 (鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は 0.25) かつ各階の応答変位の当該高さに対する割合が 1/75 以下であること又は D<sub>s</sub>が鉄筋コンクリート造の場合は 0.55 (鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は 0.5) であること。